# 日本版BPSDケアプログラム 利用ガイドライン (事業所向け)

令和3年4月1日 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課

## 1 利用ガイドライン(事業所向け)について

東京都(以下「都」という。)では、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の行動・心理症状(以下「BPSD」という。)を軽減する「日本版BPSDケアプログラム」(以下「ケアプログラム」という。)を、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して開発しました。

このケアプログラムは、介護保険事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSDの症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするプログラムです。

都は、ケアプログラムを介護事業所等へ広く普及し、介護職員等のBPSDへの対応力を高め、認知症ケアの質の向上を図ることを目指し、区市町村及び介護事業所等におけるケアプログラムの利用促進に取り組んでいます。

このガイドラインは、介護サービス事業所及び介護保険施設等(以下「事業所」という。)においてケアプログラムを適切に利用できるよう、その利用方法等を定めたガイドラインです。

### 2 利用方法

### (1) アドミニストレーター研修の受講

事業所におけるオンラインシステムへの利用者情報の入力は、ケアプログラムの利用に必要な知識・技術を習得するための研修(以下「アドミニストレーター研修」という。)を修了した者(以下「アドミニストレーター」という。)が行います。

オンラインシステムの利用を希望する事業所の管理者は、職員に対し、事業所が 所在する区市町村が実施するアドミニストレーター研修を受講させ、事業所内にア ドミニストレーターを配置します。

なお、当該区市町村がケアプログラムを利用しておらず、アドミニストレーター研修の受講が難しい場合は、都が実施するアドミニストレーター研修を受講することができます。

#### (2) オンラインシステムの利用

アドミニストレーター研修を修了した者は、研修の受講時又は修了時に交付された ID(以下「アドミニストレーター ID」という。)等により、オンラインシステムを利用することができます。

事業所の管理者は、事業所においてケアプログラムを適切に実施できるよう配慮 するとともに、所属するアドミニストレーターの情報を適切に管理します。

なお、異動や退職等の理由により所属するアドミニストレーターの情報に変更が あった場合には、速やかに区市町村又は都へ報告するとともに、当該アドミニスト レーターのオンラインシステムの利用を停止してください。

#### (3)都ホームページにおける公表

ア 都は、オンラインシステムを利用する事業所に係る以下の情報をホームページ で公表します。当該ホームページへの公表を希望しない場合は、オンラインシス テムを通じて、都にその旨を届け出ることができます。

- (ア) 事業所名
- (イ) 事業所の種類
- (ウ) 住所
- (工) 電話番号

イ ケアプログラムを利用した支援を行っている事業所に対しては、都から利用認 定証を交付します。

# 3 情報管理

この事業に携わる者が、業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例113号)、その他関係法令を遵守するほか、個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すとともに、正当な理由がなく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはいけません。